

令和 7 年度（※11月入所～） 放課後児童クラブ児童募集要項

書類配布： 令和7年10月14（火） より各児童クラブにて配布

※役場こどもみらい課窓口または村HPからダウンロードでも取得可能です。

施設見学：	宜野座キッズクラブ	10/14～10/16	13:00～18:00
	惣慶区子ども園	10/14～10/24	13:00～18:00
	漢那区ハッピーニコニコクラブ	10/15～随時	14:00～

※詳細は各クラブへお問い合わせください。

受付期間： 令和7年10月14日（火）～ 随時

受付場所： 入所希望の児童クラブ（※1クラブに限る）

放課後児童クラブ(学童)とは

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に通う子どもの保護者が労働等により、昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るものです。

放課後児童クラブ(学童)の役割

○ 子どもたちが“安全で安心してゆったりと過ごせるところ”“楽しみに帰ってこれるところ”“本当の自分でいられる”そんな心地よい『家』のような居場所です。

○ 子どもたちの成長と発達を支えるだけでなく、保護者が安心して働き続けられるよう、学校や保護者、また保護者同士も連携をとりあうことで「地域で見守る子育て」の輪も広がります。

対象児童

次のすべての条件に該当する児童は入所申込みができます。

- ① 村内に住所を有し、村内の小学校に通う児童（1年生～6年生）
- ② 就労や疾病、その他の理由により、保護者が昼間家庭にいない児童



保育料及びおやつ代等

月額およそ 4,000 円 程度 ※各施設の運営内容により料金が設定されます。

《内訳：保育料は人件費や運営費等、おやつ代等はおやつ代や行事費に充てられます》

入所選考

- ・各児童クラブにおいて、入所基準に沿った審査を行い入所調整します。受け入れ状況や詳細については、直接各児童クラブへお問い合わせ下さい。
- ・お申し込みが定員を超える場合は、待機となる場合がありますので予めご了承ください。
- ・定員枠に空きが出るまで待機される方は、改めて待機児童の登録が必要です。
- ・原則、受け入れ校区への申し込みになります。